

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	高岡市 162027
地域名 (地域内農業集落名)	石堤地区 (石堤,六日市,谷内,麻生谷,柴野,十日市,西広谷,勝木原,山川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	248.74 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	221.87 ha
② 田の面積	222.73 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	26.01 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積0.49ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・対象地区内には、担い手の高齢化が進んでおり、後継者が未定もしくは不明な農地もある。これらの農地を遊休化しないよう受け手の確保を進めていく必要がある。

・山川・勝木原・西広谷地区等、山間部の農地について、受け手の確保が難しく、今後遊休農地が発生する可能性がある。

・各営農組合で農地の集積を行っているが、人手不足により、現状で手いっぱいである。さらに、企業の定年延長などにより新たな人材が入ってこないことなどから高齢化が進んでいる。次の世代に機械技術や営農知識を継承し、担い手を育成・確保する必要がある。

・草刈りが大きな負担となっており、負担軽減の対策が必要である。

・山間部については不形成な土地が多く、耕作の受け手がなかなか見つからない。土地補正の必要がある。

・水はけが悪い土地が多く、排水・用水含めた土地改良が必要である。

・イノシシによる農作物への被害が深刻化しており、草刈りや電気柵の設置など対策を進める必要がある。

・用排水路の老朽化による漏水がみられる。土地改良事業の活用などにより、修繕を進めているが、農業を継続するためにはより注力する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地区ごとの中心経営体が地区の農地利用を担うほか、地域内外から入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより農地の集積・集約化を進める。また、中山間地域等条件不利農地支援事業などを活用し、中山間地における不整形地や狭隘地の解消を図る。さらにラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、負担軽減及び作業の効率化・効果化に取り組む。

・新規・特産化作物の導入方針は、米を中心としつつ、麦・大豆等の土地利用型作物の作付拡大を図る一方、収益性の高い作物の生産や特産加工に取り組んでいく。

・災害発生時などにおいて多面的な機能を有する農地の重要性を認識し、適切な維持管理を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	54.7	%	将来の目標とする集積率	60	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
・借り受ける農地は極力、現在耕作している農地と隣接している農地の耕作者が借受けながら団地面積を拡大していく。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・70歳以上で後継者が未定等の農地を中心に、中心経営体への集積を目指す。 ・石堤地区、柴野地区、麻生谷地区の農地利用は、各地区の中心経営体が主に担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・山川、勝木原、西広谷地区については、地域での話し合いを継続し、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れの可能性を作りつつ、集約方針を検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。 ・機構の貸し付けになじまないものについては、引き続き相対で農地貸借を行っていく。 ・地域外の担い手も含めた話し合いを行い、分散錯圃の解消を図る。
(3) 基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえた計画的な水路・農道の補修を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
企業も含め多様な分野からも担い手を確保する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
負担軽減及び作業の効率化・効果化のため、市内農業者へのドローン防除作業をはじめとする農作業委託を継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策の取組方針
・イノシシ対策については、草刈り等の生息環境管理、電気柵等の侵入防止、捕獲檻による捕獲を地域ぐるみで行うよう努める。 ・講習会の受講等により、イノシシの生態等を理解するとともに、正しい電気柵の設置などを学び、実践する。 ・電気柵と併せ、防獣フェンスの導入を検討する。
③スマート農業への取組方針
・ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、負担軽減及び作業の効率化・効果化に取り組む。 ・既にスマート農業機器を導入している地区や経営体を視察するなどし、実用性を検討する。 ・機器の導入にあたっては、補助金を積極的に活用する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	(A)	水稻	45 ha	ha	水稻	45 ha	ha	A	
認農	(B)	水稻・軟弱野菜	20.50 ha	ha	水稻・軟弱野菜	20.50 ha	ha	B	
認農	(C)	大豆	19.68 ha	ha	大豆	19.68 ha	ha	C	
集	(D)	水稻	14 ha	ha	水稻	14 ha	ha	D	
認農	(E)	水稻	5.18 ha	ha	水稻	5.18 ha	ha	E	
集	(F)	水稻	2.01 ha	ha	水稻	2.01 ha	ha	F	
	(G)	水稻	1.41 ha	ha	水稻	1.41 ha	ha	G	
認農	(H)	水稻、大豆、はと麦	7.5 ha	ha	水稻、大豆、はと麦	7.5 ha	ha	H	地区外
認農	(I)	水稻	3.37 ha	ha	水稻	3.37 ha	ha	I	地区外
	(J)	水稻	2.05 ha	ha	水稻	2.05 ha	ha	J	地区外
認農	(K)	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	その他	地区外
認就	(L)	軟弱野菜	0.46 ha	ha	軟弱野菜	0.46 ha	ha	その他	
認農	(M)	水稻	0.29 ha	ha	水稻	0.29 ha	ha	その他	地区外
	(N)	養鶏	- ha	ha	養鶏	- ha	ha		
計	14経営体		121.68 ha	0 ha		121.68 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。